



SMTB年金ニュース

(平成25年5月29日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】 非継続基準抵触時の積立比率に応じて掛金を 設定する方法の見直しについて（事務連絡発出）

平成25年5月28日付で、非継続基準の財政検証抵触時における「積立比率に応じて掛金を設定する方法」の取扱い変更について、事務連絡が発出されました。

・事務連絡

リンク (http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/jimuren_130529.pdf)

✓ 内容

「翌事業年度における最低積立基準額の見込額」から「財政検証の基準日における最低積立基準額」を控除した額(翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額)が負の値となる場合は、零に置き換えること。

✓ 適用日

平成25年3月31日以降を基準日とするものから適用する。

なお、上記内容は先般配信のSMTB年金ニュースから変更ございません。

SMTB年金ニュース（厚生年金基金）

http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_130418.pdf

SMTB年金ニュース（確定給付企業年金）

http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_130419.pdf

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部〔電話番号〕03-6256-3595